

## 個人に対する労務報酬に関わる各種税目について

大野木マイツ  
中国 CPA 左培劍

企業で外部の個人の通訳者等と契約して専門的なサービスの提供を受けるケース、短期間の臨時雇用（日本のアルバイト）的に個人と労務契約を締結して一定期間勤務してもらうケース、または非常勤の董事の職にある者に董事報酬を支払うといったケース等において、これらの労務報酬費用の支払いをする側の企業で、企業所得税法上の処理上、発票が必要な場合には、報酬の支払いをする企業側で必要な税務手続きをしたうえで、個人に代わって税務局で発票の代理発行を受けるとするのが一般的です。

そこで労務報酬の税前控除（損金算入）のための手続きと、労務報酬を受け取る個人の個人所得税・増値税及び流通税付加費の税務処理について確認します。

### ■ 労務報酬の定義

労務報酬所得とは、個人が労務に従事して得た所得を指し、設計、装飾、据付け、製図、試験、テスト、医療、法律、会計、コンサルティング、講義、翻訳、検閲、書画、彫刻、映画・テレビ、録音、録画、公演、広告、展覧、技術サービス、紹介サービス、仲介サービス、代行サービス及びその他の労務に従事して得た所得を含む。（「中華人民共和国個人所得税法实施条例」（国务院令第 707 号）第 6 条第（二）項）

### ■ 企業所得税の税前控除（損金算入）

「企業所得税税前控除証憑管理弁法」（国家稅務總局公告 2018 年第 28 号）の第 9 条で企業の中国国内で発生した支出項目は増値税課税項目（以下「課税項目」と略称する）に属するものとし、支払いを受ける相手方の税務登記の有無により、税前控除（損金算入）の要件となる証憑についてそれぞれ下記のとおり規定しています。

- 支払いを受ける相手方が税務登記を行っている増値税納税者である場合
  - ➔ 「発票」（規定に従って税務機関が代行して発行した発票を含む）を税前控除証憑とする
- 支払いを受ける相手方が法により税務登記を行う必要のない機構・小額零細経営に従事する個人である場合（一般の個人も含まれます）
  - ➔ 税務機関が代行して発行した「発票」又は「收据（受取証）などの入金証憑及び内部証憑」（注：労務報酬の金額が免税点の金額以下であった場合に、納税が不要で発票の発行を受けないケースに適用）を税前控除証憑とする  
（入金証憑には入金先名称、個人名及び身分証明書番号、支出項目、入金金額などの関連情報を記載しなければならない。）

※ 注：

『中華人民共和国増値税暫定条例実施細則』第37条では個別で増値税を納税する場合の課税最低限を、毎回（日）の売上高が300-500元以下の場合と規定（天津、北京、唐山地区は500元/回（日））

企業所得税の計算上で税前控除（損金算入）処理するための証憑

個人	支払い側企業税前控除根拠	
税務未登記	> 増値税課税最低限300-500元（回/日）	発票
	≤ 増値税課税最低限300-500元（回/日）	入金伝票及び内部証憑
税務登記済み	発票	

税種	2023年度			根拠
増値税	月次納税	免除	月次売上高≤10万元；或いは 四半期売上高≤30万元	国家稅務總局公告2023年第1号
		1%	免除額超過	
	個別納税	免除	≤ 増値税課税最低限300-500元（回/日）	増値税暫行条例及び実施細則、 国家稅務總局公告2023年第1号
		1%	> 増値税課税最低限300-500元（回/日）	
都市維持建設税、 教育費附加、 印紙税	半減		財務部稅務總局公告2022年第10号	
個人所得税	支払側源泉徴収			-

## ■ 増値税及び流通税付加費

- 労務報酬にかかる増値税及び流通税付加費・・・居住者か非居住者かにより異なる
  - ・ 中国居住者個人（税務登記の有無にかかわらず）
    - 《増値税》： 収入額が増値税の小規模納税人の要件を満たす場合は小規模納税人の税率3%（現在は時限軽減措置により適用税率1%）
    - 《流通税付加費》： 納付する増値税の金額に対して都市維持建設税7%、教育費附加3%、地方教育費附加2%の合計12%  
（小規模納税人の場合は時限措置により、上記で算出した税額の50%を納付）
  - ・ 非居住者個人
    - 《増値税》： 収入額に関わらず税率6%
    - 《流通税付加費》： 納付を免除
- 増値税の免税点収入額・・・税務登記の有無により異なる
  - ・ 税務登記を行う必要のない機構・小額零細経営に従事する個人については、「増値税暫定条例」とその実施細則の個別納税の課税最低限に関する規定により、1回（1日）の売上高が300-500元以下（個人不動産賃貸所得は月次課税）と規定されており、この免税点を超える金額の場合には増値税の納税が必要になります。
  - ・ 税務登記を行っている個人であって増値税法上の小規模納税者である場合には、1

か月の売上高が 10 万元（または四半期売上高が 30 万元を超えていない）未満の場合には、増値税が免税になります。

## ■ 個人所得税

個人に対して労務報酬の支払いを行った企業は、原則として支払いを行う際に個人所得税を源泉徴収して、翌月の申告納付期限までに手続きを行うこととなります。

2019 年から施行されている現在の個人所得税法の施行前は、税務機関による発票の代理発行を受ける際には、支払い者である企業が個人に支払う金額について、その都度個人所得税を代理徴収して納税したうえで発票の発行を受ける必要がありました。

これが現在の個人所得税法の施行後は、中国に住所がある中国人個人や外国籍でも中国での居住者（暦年滞在 183 日以上）である場合には、個人総合所得について翌年の確定申告期間に年度確定申告を行う手続きが導入されたことにより、税務局が個人の総合所得項目（「労務報酬所得」「稿料所得」「特許権使用料所得」を含む）に係る発票の代理発行を受ける際に、その都度個人所得税を徴収しなくてもよくなり、その場合には原則として発票の備考欄に「個人所得税は支払側が源泉徴収する」と明記（税務担当者が備考欄の印字を忘れることもある）されるようになっていきます。

（総合所得項目以外の不動産所得等の代理発行発票については現在も発票発行時に個人所得税を納付する必要あり）

（「税収徴収管理法」第 32 条、第 69 条の規定に基づき、納税者が期限通りに税金を納付していない場合、または、源泉徴収義務者が期限通りに税金を代理納付していない場合には、税金を滞納した日から、1 日あたり滞納税金の 0.05% の滞納金が加算され、また源泉徴収義務者に対して、源泉徴収されていない税金の 50% 以上 3 倍以下の罰金が課されることとなります。）

## ■ 労務報酬にかかる増値税及び流通税付加費・個人所得税の具体的な税金計算例

個人である張氏は天津 A 社と労務契約を締結して専門技術サービスを提供し、今月労務費 5 千元（税込み）を獲得したケースで、張氏が税務局での税務登記を行っている場合と行っていない場合で、支払いをする天津 A 社が手続きをすべき税金を計算すると下記のようになります。

（単位：人民元）

税種	税額	
	未登記	登記済み
増値税	$5,000 / (1+1\%) * 1\% = 49.5$	免税
都市維持建設税	$49.5 * 7\% * 50\% = 1.73$	免税
教育費付加	$49.5 * (3\% + 2\%) * 50\% = 1.24$	免税
印紙税	$5,000 * 0.03\% * 50\% = 0.75$	$5,000 * 0.03\% * 50\% = 0.75$
個人所得税（予納）	$5,000 * (1-20\%) * 20\% = 800$	$5,000 * (1-20\%) * 20\% = 800$

### 个人所得税预扣率表

(居民个人劳务报酬所得预扣预缴适用)

级数	预扣预缴应纳税所得额	预扣率 (%)	速算扣除数
1	不超过20000元	20	0
2	超过20000元至50000元的部分	30	2000
3	超过50000元的部分	40	7000

地域ごとに適用税率が異なる場合がありますので、手続きを行う際には、現地の税務局に確認のうえ対応するようにしてください。

以上

政策参考：

《中華人民共和国個人所得税法实施条例》（国务院令第 707 号）

《企業所得税税引き前控除証憑管理弁法》（国家稅務總局公告 2018 年第 28 号）

《營改增の全面推進に関する通知》（財稅 2016 年 6 号）

《増値稅小規模納稅者による増値稅減免等の政策の明確化に関する公告》（2023 年第 1 号）

《中小・零細企業の「六稅二費」減免政策のさらなる実施に関する公告》（財政部稅務總局公告 2022 年第 10 号）